

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

医療業界は日々進歩しており、歯科医療業界もまた新たな症例や技術の進歩が見られる。そのような状況から、学内で知識・技術を修得することはもちろんであるが、実際に臨床の現場で学ぶことも多いと考えている。本校では、こういった知識や技術を身に付ける実践的な教育を行うため、学外の臨床現場に携わる企業(団体)や専門性を持つ企業からの意見を積極的に取り入れ、編成に活かすことを重要視している。

また、歯科衛生士養成校であることから、就職先の大半が歯科医院(病院や診療所)となる。卒業後直ぐに医療の現場に勤めることから、企業等と連携した実践的な内容を取り入れ、優れた人材を育成することに力を入れる。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会は、なにわ歯科衛生専門学校教職員と業界関係者・企業等からの外部委員とで構成し、より優れた教育課程の編成を行う組織として位置付けている。学校既定の講義のみではなく、外部委員からの意見も取り入れた多角的な編成を検討する。

教育課程編成に係る意思決定は、原則8月と2月に行うこととする。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和4年7月31日現在

名前	所属	任期	種別
小谷 泰子	医療法人美和会 平成歯科クリニック 院長	令和4年2月1日～令和6年1月31日(2年)	②
宮内 修平	日本歯科審美学会 名誉会員 みやうちデンタルクリニック 歯科医師	令和4年2月1日～令和6年1月31日(2年)	②
横田 忍	公益社団法人 大阪府歯科衛生士会 専務理事	令和4年2月1日～令和6年1月31日(2年)	①
安福 美昭	医療法人美和会 平成野田クリニック 院長	令和4年2月1日～令和6年1月31日(2年)	③
吉岡 宏之	株式会社ヨシオカ 代表取締役会長	令和4年2月1日～令和6年1月31日(2年)	③
亀岡 伸行	株式会社ヨシオカ 代表取締役社長	令和4年2月1日～令和6年1月31日(2年)	③
古郷 幹彦	なにわ歯科衛生専門学校 校長	令和4年2月1日～令和6年1月31日(2年)	—
岡田 光司	なにわ歯科衛生専門学校 統括長	令和4年2月1日～令和6年1月31日(2年)	—
成尾 秋子	なにわ歯科衛生専門学校 教務主任	令和4年2月1日～令和6年1月31日(2年)	—
久司 明子	なにわ歯科衛生専門学校 教務主任	令和4年2月1日～令和6年1月31日(2年)	—
有光 幸子	なにわ歯科衛生専門学校 教務副主任	令和4年2月1日～令和6年1月31日(2年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(8月、2月)

(開催日時(実績))

第1回 令和3年8月29日 9:30～11:15

第2回 令和4年2月19日 11:00～12:10

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

教育課程編成委員会からの意見を取り入れ検討を行った。

- ・臨床実習の際に、専門性のある教科内容を臨床実習にリンクさせ、より身に付いた技能となるよう編成を行う。

【例】

- ・摂食嚥下指導分野における知識と技術の修得
→「歯科保健指導論4(摂食嚥下指導)」での講義を踏まえ、「臨床実習1・2」にて臨床現場での技術を身に付ける。
- ・国家試験対策について、模擬試験結果の活用(不得意科目の把握)による対策講義の設定を行う。
- ・老人ホーム実習やエイジレスセンターでの学外実習を実施することによる福祉分野との連携。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

歯科医療の専門的・実践的な技術の修得を中心に捉えており、主に臨床実習の現場において、各企業等の実務に即した指導を行うこととしている。実習については、少人数単位で行い、実習日誌等を活用した細やかな指導を行っている。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容
 ※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記
 実習前に本校教員と企業とで、実習内容・実習日誌・評価方法などについて綿密な打合せを行う。実習期間中は本校教員が視察を行い、企業担当者と現場にて学生状況確認や相互の情報交換を行う。
 実習終了後は企業担当者の評価を基に、単位認定を行う。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
臨床実習1(臨地実習を含む)	シラバス参照	大学病院・総合病院・歯科診療所・幼稚園・小学校
臨床実習2(臨地実習を含む)	シラバス参照	大学病院・総合病院・歯科診療所・高齢者施設・保健センター
-	-	-
-	-	-
-	-	-

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

全国歯科衛生士教育協議会での研修等を主軸とした、研修やセミナー参加の受講を推進し、教育者としてのスキルアップを支援する。特に教員職に初めて携わる新任者については、できるだけ研修を設けるようにしている。研修やセミナーで得たものを現場教育にフィードバックさせ、学生の実践的な技能の向上に努める。

専門分野における知識と技能の修得・向上を目的として、企業先や外来講師との実務の機会を設ける。

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名: 「第31回近畿北陸地区歯科衛生士教育協議会」 連携企業等: (一社)全国歯科衛生士協議会
 期間: 令和3年7月30日(金) 対象: 歯科衛生士学校・養成所教員
 内容: 有能な歯科衛生士を養成するために必要な教育上の諸問題について、研究、協議を行うと共に、専任教員の資質向上をはかり、歯科衛生士養成教育の充実発展に寄与することを目的として開催。

研修名: 「2021年度 歯科衛生士専任教員講習会Ⅴ」 連携企業等: 一般社団法人 全国歯科衛生士教育協議会
 期間: 令和3年11月27日(土)～11月28日(日) 対象: 歯科衛生士学校・養成所教員
 内容: 歯科衛生士学校・養成所において主として、その実技教育を担当している専任教員の指導能力を充実し、歯科衛生士の資質の向上をはかることを目的として講習を行う。

研修名: 「第12回日本歯科衛生教育学会学術大会」(WEB開催) 連携企業等: (一財)口腔保健協会
 期間: 令和3年12月17日(金)～12月24日(金) 対象: 日本歯科衛生教育学会会員
 内容: 多様化する社会を見据えた歯科衛生教育をテーマとして学会員が学び、今後に繋がる内容に焦点を当てる。

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名: 「2021年度 歯科衛生士専任教員講習会Ⅲ」 連携企業等: 一般社団法人 全国歯科衛生士教育協議会
 期間: 令和3年8月23日(月)～8月27日(金) 対象: 歯科衛生士学校・養成所教員
 内容: 歯科衛生士学校・養成所において主として、その実技教育を担当している専任教員の指導能力を充実し、歯科衛生士の資質の向上をはかることを目的として講習を行う。

研修名: 「2021年度 歯科衛生士専任教員講習会Ⅵ」(WEB開催) 連携企業等: 一般社団法人 全国歯科衛生士教育協議会
 期間: 令和3年12月17日(金)～12月24日(金) 対象: 歯科衛生士学校・養成所教員
 内容: 歯科衛生士学校・養成所において主として、その実技教育を担当している専任教員の指導能力を充実し、歯科衛生士の資質の向上をはかることを目的として講習を行う。

(3)研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名: 「日本歯科衛生学会 第17回学術大会」(WEB開催) 連携企業等: (一財)口腔保健協会

期間:	令和4年9月18日(日)～10月31日(月)	対象:	日本歯科衛生教育学会会員
内容	「ポストコロナ時代の口腔健康管理ー口腔から支える健康長寿ー」をテーマに歯科衛生学として学会員が学び、今後に関わる内容に焦点を当てる。		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	「第32回近畿北陸地区歯科衛生士教育協議会」	連携企業等:	(一社)全国歯科衛生士協議会
期間:	令和4年7月29日(金)	対象:	歯科衛生士学校・養成所教員
内容	有能な歯科衛生士を養成するために必要な教育上の諸問題について、研究、協議を行うと共に、専任教員の資質向上をはかり、歯科衛生士養成教育の充実発展に寄与することを目的として開催。		

研修名:	「第13回目日本歯科衛生教育学会の教育講演Ⅰ・Ⅱ」 「2022年度 歯科衛生士専任教員講習会Ⅵ」	連携企業等:	(一社)全国歯科衛生士協議会
期間:	令和4年12月2日(金)～12月16日(金)	対象:	歯科衛生士学校・養成所教員
内容	歯科衛生士学校・養成所において主として、その実技教育を担当している専任教員の指導能力を充実し、歯科衛生士の資質の向上をはかることを目的として講習を行う。		

研修名:	教職員のための指導力向上セミナー「共通の目標に向かって助け合いながら主体的に学ぶ学生集団をつくる」	連携企業等:	(一社)大阪府専修学校各種学校連合会
期間:	令和4年9月29日(木)	対象:	専修学校教職員
内容	教職員の指導力向上を目的として研修を行う。		

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

学校関係者評価は、外部(企業や業界関係者、講師、学生等、本校の教育に携わる方)からの客観的な評価やアンケートを学校運営に反映させるものであり、大変重要なものであると認識する。また自己評価を精査し透明性や客観性を高めること、誤った方向性や不十分な事項が発生する場合は指摘を行うことにより、関係者と本校とで状況改善のため連携を取るものとする。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	学校の理念、歯科衛生士としての理念に基づいた教育の確立。
(2)学校運営	設置目的・運営方針に沿った教育活動。運営の効率化。情報開示。
(3)教育活動	カリキュラム編成、成績・出席の評価、講義の自主評価。
(4)学修成果	国家試験合格率の向上。退学率の低減。
(5)学生支援	学習面での支援。生活環境面、経済面、健康管理についての支援。
(6)教育環境	施設・設備について充実度・満足度の向上。
(7)学生の受入れ募集	募集活動についてコンプライアンスが遵守されているか。入試選考が公平性をもって行われているか。
(8)財務	予算、収支内容が適正であるか。
(9)法令等の遵守	個人情報に関する保護と整備。情報取り扱いの遵守。
(10)社会貢献・地域貢献	社会地域貢献活動。
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

評価結果は、外部からの客観的評価であることから本校の現状を反映しているものとする。従って、ここで改善すべきとされた事案については、教務委員会や各部門で周知の上、検討を行うことが必要である。検討すべき内容は随時改善を行い、また時間を要する事案については、計画的な取り組みを検討する。評価結果の中では、特に学生の支援(メンタルヘルス・経済的問題など)への対応が重要な案件と考え、早期に取り組みを行う。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和4年7月31日現在

名前	所属	任期	種別
小谷 泰子	医療法人美和会 平成歯科クリニック 院長	令和4年2月1日～令和6年1月31日(2年)	企業等委員 (歯科医師)
宮内 修平	日本歯科審美学会 名誉会員 みやうちデンタルクリニック 歯科医師	令和4年2月1日～令和6年1月31日(2年)	企業等委員 (歯科医師)
横田 忍	公益社団法人 大阪府歯科衛生士会 専務理事	令和4年2月1日～令和6年1月31日(2年)	企業等委員 (歯科衛生士)
安福 美昭	医療法人美和会 平成野田クリニック 院長	令和4年2月1日～令和6年1月31日(2年)	企業等委員 (歯科医師)
吉岡 宏之	株式会社ヨシオカ 代表取締役会長	令和4年2月1日～令和6年1月31日(2年)	企業等委員 (企業役員)
亀岡 伸行	株式会社ヨシオカ 代表取締役社長	令和4年2月1日～令和6年1月31日(2年)	企業等委員 (企業代表)

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。
(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期
(ホームページ)・広報誌等の刊行物・その他())
URL: <http://www.naniwa-dental.ac.jp/>
公表時期: 毎年夏季を目安として公表

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

ホームページを中心とした情報媒体を利用し、最新の情報を提供することとしている。
学校法人としての運営や財務の情報は開示されているが、学校としては教育内容や募集内容に留まっており、職業実践専門課程申請を機に自己評価等の資料を広く公開することとしている。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	学校の基本情報および方針についての開示
(2)各学科等の教育	カリキュラム・教育内容の開示
(3)教職員	教職員数の開示
(4)キャリア教育・実践的職業教育	実技科目や臨床現場など、職業的な視野からの教育の確立・推進
(5)様々な教育活動・教育環境	ダブルライセンス取得、レクリエーションの実施
(6)学生の生活支援	担任制実施、学生用住居、提携医療機関の紹介
(7)学生納付金・修学支援	特別奨学金制度・特待生制度の実施
(8)学校の財務	予算管理、コストの見直し・削減
(9)学校評価	学校関係者の自己評価、外部からの評価
(10)国際連携の状況	
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ)・広報誌等の刊行物・その他())
URL: [URL:http://www.naniwa-dental.ac.jp/](http://www.naniwa-dental.ac.jp/)
公表時期: 毎年夏季を目安として公表

授業科目等の概要

(医療専門課程歯科衛生士学科(夜間部))															
分類	授業科目名			授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択					講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1	○			生物学	生物学の基礎的知識を身につける。ヒトの身体の巧みな仕組みと働きを理解し、自己と他者の身体を尊重する姿勢を身につける。	1前	30	2	○			○			
2	○			化学	無機化学の基礎。特に原子・分子との化学反応について学習し、理解するとともに、実務知識としての湧液の計算等の知識を得る。化学の基礎とし歯科との関連性を理解する。有機化合物についての基礎知識を修得する。人体を構成する有機化合物及び歯科的用途などを学ぶ。	1前	30	2	○			○			
3	○			心理学	人の心のメカニズムについて学ぶことで、歯科衛生士として歯科医師をはじめとする他の職種や患者さんとの信頼関係を構築するための基礎的な知識と能力を身につける。	2前	30	2	○			○			
4	○			社会学	講義の到達目標は次の3点である。第1に、社会学位の基礎的な概念を理解し、説明できるようになること。第2に、現代社会の重要な問題について社会学の視点から考察できるようになること。第3に、医療・看護・福祉の現場が、さまざまな社会問題と密接に結びついている点を理解できるようになること。	2前	30	2	○			○			
5	○			英語	歯科で用いられる用語を英語で理解し、臨床上での使用および外国人患者様への対応に対処出来るようになる。	1前	30	2	○			○			
6	○			解剖学	解剖学は正常な生体の構造を学ぶ学問であり、目標としてはプロフェッショナルになるために必要な知識を身につける。	1前	30	2	○			○			
7	○			生理学	生体を持つ様々な機能が、どのような仕組みで行われているのかを知ることで、病気を持った人(患者)の治療を行うための基礎知識を修得する。口腔における生理については、さらに掘り下げて学ぶ。	1前	15	1	○			○			
8	○			生化学	栄養学で学んだ知識を科学的に理解する。生化学を通して栄養指導のできる知識を修得する。	1前	15	1	○			○			
9	○			口腔解剖学	歯科衛生士にとって必要である歯牙の形態を理解する。口腔における歯牙の配列やかみ合わせについて理解する。一個の受精卵からどのようにして人体が形成されるかを理解する。歯と歯周組織がどのような構造をし、どのように出来てくるのか理解する。	1前	45	3	○			○			
10	○			口腔生理学	生体を持つ様々な機能が、どのような仕組みで行われているのかを知ることで、病気を持った人(患者)の治療を行うための基礎知識を修得する。口腔における生理については、さらに掘り下げて学ぶ。	1前	15	1	○			○			
11	○			口腔生化学	口腔に特徴的な歯、唾液、プラークの構成成分やそこで生じるう蝕などについて生化学的に学ぶ。	1後	15	1	○			○			

12	○		病理学・口腔病理学	〔口腔病理学〕口腔内の病変や成り立ちを理解する。 〔病理学〕人体に発生する疾患についてその成り立ちや病態を理解し、口腔を全身の中の一臓器としてみられるよう、歯科衛生士として必要な知識を身につける。	1通	30	2	○			○								
13	○		微生物学・口腔微生物学	1. 微生物の構造と特徴を理解する。 2. 医療従事者として必要な感染症に関する知識を身につける。 3. 基本的な免疫機構について知る。	1前	30	2	○			○								
14	○		薬理学・歯科薬物学	臨床に役立つ知識の修得。国試に役立つ知識の修得。	1後	30	2	○			○								
15	○		栄養学	我が国は、この60年間で食生活が大きく変化し、私たちの健康への影響問題や少子高齢化で生活スタイルの変化による栄養問題等の課題となってきた。食生活の基本となる学問で栄養学を基礎に、現代人の栄養上の問題を知り、健康維持・増進をはかるため、歯科衛生士としての基礎知識を修得すること。また、栄養学を学ぶことで食事への関心を持ち、学生自身の自己管理ができる資質を身につけること。	2前	15	1	○			○								
16	○		口腔衛生学	歯科疾患の予防と口腔の健康増進について理解する。	2後	30	2	○			○								
17	○		歯科統計学	現代の医療においては、Evidence-based medicine (EBM) という概念は必須であり、医療専門職である歯科衛生士には予防処置や歯科保健指導など様々な状況においてEvidenceに基づいた実践が求められる。そこで、歯科統計学では、歯科疾患の疫学や歯科衛生統計の側面から口腔保健について学び、口腔保健に関連する多種多様な情報から実際に有用なEvidenceを自ら収集・選択・評価することのできる能力を身につけることを目的とする。	2後	15	1	○			○								
18	○	##	衛生学・公衆衛生学	1. 健康と疾病および疾病予防の概念を理解する。 2. 人口統計および保健統計より、わが国の保健医療の実態を把握する。 3. 健康問題と環境との関連性について理解する。 4. 地域レベルでの公衆衛生活動に必要な理論と技術の基礎を修得する。	2前	30	2	○			○								
19	○		衛生行政	生活と健康に係る社会の仕組みを理解する。	2後	15	1	○			○								
20	○		社会福祉	保健・医療・福祉の連携のもと、社会福祉関連法規及び制度の全体像をつかみながら、応用的なソーシャルワークの技法について理解し、現代社会において巻き起こる社会的な問題への対応方法としての、社会福祉学の理解を進める。 そのため、福祉六法に関する知識をはじめ、各種制度への理解、そしてそれらの制度を活用しながら援助実践を行うソーシャルワークの応用的な理解ができていくかを到達目標といたします。したがって、広く浅い理解となりますが、関係する社会福祉の全体像の理解を到達目標とする。	2前	15	1	○			○								
21	○		歯科衛生士概論	新しい医の倫理を理解し、歯科衛生に求められる患者中心・患者本位の歯科医療のための倫理観を養う。	1通	30	2	○	△		○								

42	○		歯科保健指導論4	〔食育〕小児の食育と口腔機能を学び、具体的な食事指導、又は口腔機能のトレーニング指導が考えられるようになる。 〔成人〕成人のさまざまな口腔内所見をとらえ、どのように対応していくかを知り、臨床に多くを生かすことができるよう目指す。 〔矯正〕矯正歯科の臨床における保健指導での工夫を知る。	2通	30	1	△	○	○	○							
43	○		栄養指導	「栄養学」を基に国民の健康と栄養の現状を理解し問題を明確化し、それを解決するためにライフステージにあわせて栄養指導をどのように取り組むのか、何を指導するのか、演習を通して技能等も修得すること。さらに、歯科衛生士として、対象者の状況にあわせた個別・集団の「食生活の指導」ができることを目標とする。	2前	15	1	○	△	○	○							
44	○		歯科診療補助論1	1年生では、歯科材料の知識と取扱を修得できるようにする。清潔不潔を理解し、基本的な相互実習の流れがわかり実施できる。	1通	90	3		○	○	○							
45	○		歯科診療補助論2	臨床実習にむけて相互実習が出来るようになる。	2通	60	2		○	○	○							
46	○		歯科診療補助論3	〔実習〕臨床実習の後半にむけてテクニックの向上を目的に実施。 〔訪問〕歯科訪問診療における歯科衛生士の役割を理解し、実際に訪問診療に携わるようになった時、必要な知識を修得する。 〔インプラント〕歯科インプラントに関する知識向上。	2後	30	1		○	○	○	○						
47	○		歯科理工	歯科材料の知識と取り扱いについて物理的および化学的側面から理解する。	2前	15	1		○	○	○							
48	○		感染予防論	1. 歯科医療従事者における感染対策の必要性が理解できる。 2. 標準予防策(スタンダード・プリコーション)が理解できる。 3. 感染経路別予防策(空気・飛沫・接触)が理解できる。 4. 職業感染対策(針刺し/切創。血液・体液曝露)が理解できる。 5. 使用後の器材の処理方法(洗浄・消毒・滅菌)が理解できる。 6. 診療室の環境整備について理解できる。	2後	15	1		○	○	○							
49	○		救急蘇生論	一次救命処置の必要性を理解し安全かつ確実な救急蘇生法を修得する。	2前	15	1	△	○	○	○							
50	○		臨床実習1 (臨地実習を含む)	歯科診療の実際を理解し、講義や基礎実習で学んだ知識や手技の応用についての要領を会得し、歯科衛生士としての業務を遂行するために必要な技術を修得する。 前期…実習施設の診療の概要、使用器材の配置、保管、消毒、器材の取扱い方などを体得する。	3通	450	10			○	○	○	○	○	○			
51	○		臨床実習2 (臨地実習を含む)	歯科診療の実際を理解し、講義や基礎実習で学んだ知識や手技の応用についての要領を会得し、歯科衛生士としての業務を遂行するために必要な技術を修得する。 中期…初診から治療終了までの中で歯科衛生士の役割を見学、介助、一部修得状況に応じて実技も行う。	3通	450	10			○	○	○	○	○	○			
52	○		看護学概論	歯科衛生士に必要な看護の知識及び技術を学ぶ。	2後	15	1	○	△	○	○							

53	○	臨床医学	高齢者に多くみられる疾患について理解できる。歯科治療を受ける有病者のリスクがわかる。リスクを持つ患者の緊急時対応がわかる。	2 後	15	1	○			○			○
54	○	摂食嚥下指導論	〔嚥下1〕顎口腔機能および高齢者の特徴について理解し、臨床に応用できる思考力を養う。 〔嚥下2〕嚥下訓練の種類と使う場面を理解する。 〔嚥下3〕正しい口腔機能の獲得の重要性を理解できるようにする。 〔嚥下3〕矯正歯科におけるMFTの実際を体験する。	2 後	15	1	○	△		○			○
55	○	総合演習	3年間の授業の集大成として、主に国家試験対象科目の最重点項目について総復習授業をする。	3 後	120	4	△	○		○		○	
合計				55	科目		98 単位 (2400単位時間)						

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：出席率その他、試験合格率得点率60%以上で合格、補講・追試は認める。		1学年の学期区分	前後期
履修方法：座学2/3以上、実技4/5以上、実習9/10以上		1学期の授業期間	22週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。